



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 814 口頭により開示請求をすることができる個人情報
(総務学事課)
- 815 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 816 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 817 貸金業の業務の停止(商工労働総務課)
- 818 高等技術専門校の訓練課程等(雇用推進課)
- 819 和歌山高等技術専門校生徒募集(")
- 820 和歌山産業技術専門学院校生徒募集(")
- 821 県営土地改良事業の事業計画の変更(農村計画課)
- 822 土地改良事業の工事完了届(")
- 823 南紀用水土地改良区の島ノ瀬ダム管理規程の変更認可(")
- 824 南紀用水土地改良区の定款附属書役員規程の変更(")
- 825 大井堰土地改良区の役員の就退任(")
- 826 保安林の指定の解除予定(森林整備課)

- 827 " (")
- 828 基本測量の実施(技術調査課)

○ 公告

- 軽油引取税免税証の無効(税務課)
- " (")

○ 監査公表

- 監査公表第22号
- 監査公表第23号

○ 正誤

平成18年5月30日付け和歌山県報号外(2)和歌山県監査委員告示第3号中

告 示

和歌山県告示第814号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
和歌山県農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から1月間	農業大学校

和歌山県告示第815号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

有医 114-18	ゆあさクリニック	有田郡有田川町下津野 1288-1	平成 18.6.2
--------------	----------	----------------------	--------------

和歌山県告示第816号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類														
					視 覚	聴 覚	平 衡	言 語 声	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は ば う こ う 直 腸	小 腸	免 疫			
野口浩平	消化器外科	済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川52-6	平成18.5.23													○	○	
河本純子	神経内科	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	平成18.5.23															

		普通課程(中卒)	塑性工芸科	2年	-	15
新宮高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程(高卒)	溶接技術科	1年	15	
		短期課程(中卒)	建築科	1年	20	

和歌山県告示第819号

平成19年1月に訓練を開始する和歌山高等技術専門学校総合実務科の生徒を次のとおり募集する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 募集定員等

高等技術専門学校名	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
和歌山高等技術専門学校	普通職業訓練	短期課程	総合実務科	1年	10人

2 募集・選考等の日程

事項	1次選考	2次選考
受付期間	平成18年7月10日(月)から平成18年7月21日(金)まで	平成18年9月19日(火)から平成18年9月28日(木)まで
基礎学力試験・作業試験日	平成18年8月2日(水)午前9時	平成18年10月10日(火)午前9時
面接試験日	平成18年8月3日(木)	平成18年10月11日(水)
合格発表日	平成18年8月8日(火)午後3時	平成18年10月16日(月)午後3時
入校日	平成19年1月入校	

(注) 2次選考の募集人員等は、1次選考の状況等に応じて決定する。

3 応募資格

次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第4号に規定する知的障害者
- (2) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者
- (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者
- (4) 職業訓練を受講することにより就労が見込める者

(5) 身辺処理能力が確立しており、訓練の受講及び集団生活に支障のない者

(6) 自力で通学が可能なる者

4 応募方法

- (1) 職業相談・求職申込み
最寄りの公共職業安定所の窓口で相談の上、求職申込みの手続を行うこと。
- (2) 応募書類
下記の書類を一括して提出すること。

書類等の名称	内容
入校願書	所定の用紙に必要事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真(正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cm)を貼付
応募資格を証明する書類	療育手帳(療育手帳の交付を受けていない方は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターの発行する判定書)の写し

(3) 応募書類の提出先
住所地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。

5 選考試験

- (1) 試験会場
和歌山高等技術専門学校(和歌山市小倉90番地 電話073-477-1253)
- (2) 試験科目
基礎学力試験 数学(小学校の中学年程度までの問

題)及び国語(小学校の中学年程度までの読み・書き及び文章問題等)

作業試験 数量・分別・計測・作図・照合・運動・組立・梱包・運搬等の軽易な作業

面接試験 個人面接

(3) 基礎学力試験及び作業試験

受付 午前9時から午前9時30分まで

説明 午前9時30分から午前9時50分まで

基礎学力試験(数学)午前10時から午前10時40分まで
 (国語)午前11時から午前11時40分まで
 休憩(昼食)午前11時40分から午後零時40分まで
 説明 午後零時40分から午後零時50分まで
 作業試験 午後零時50分

(4) 面接試験

受験票に、集合時間を通知する。

(5) 受験上の注意

受験者は、必ず受験票を持参し、受付を済ませて午前9時30分までに試験会場に集合すること。

6 合格発表

合格発表日の午後3時以降に、合格者の受験番号を和歌山高等技術専門学校において掲示する。また、合否にかかわらず、本人宛に選考結果の通知を合格発表日に発送する。

7 合格後の手続等

1 募集定員等

産業技術専門学院名	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	短期課程	総合実務科	1年	10人

2 募集・選考等の日程

事項	1次選考	2次選考
受付期間	平成18年11月10日(金)から平成18年11月22日(水)まで	平成19年1月19日(金)から平成19年1月31日(水)まで
基礎学力試験・作業試験日	平成18年12月4日(月)午前9時	平成19年2月19日(月)午前9時
面接試験日	平成18年12月5日(火)	平成19年2月20日(火)
合格発表日	平成18年12月8日(金)午後3時	平成19年2月23日(金)午後3時
入学日	平成19年4月入学	

(注) 2次選考の募集人員等は、1次選考の状況等に応じて決定する。

3 応募資格

次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第4号に規定する知的障害者
- (2) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者
- (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者
- (4) 職業訓練を受講することにより就労が見込める者

12月中旬に入学説明会を行う。

8 入学考査、入学金、授業料及びその他の費用

入学考査、入学金及び授業料は、無料で、教科書代、実習服代、災害傷害保険料その他の費用は、必要である。また、専門学校又は職場実習先までの交通費は、自己負担とする。

9 訓練開始時期

平成19年1月上旬

和歌山県告示第820号

平成19年4月に訓練を開始する和歌山産業技術専門学院総合実務科の生徒を次のとおり募集する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

(5) 身辺処理能力が確立しており、訓練の受講及び集団生活に支障のない者

(6) 自力で通学が可能なる者

4 応募方法

- (1) 職業相談・求職申込み
最寄りの公共職業安定所の窓口で相談の上、求職申込みの手続を行うこと。
- (2) 応募書類
下記の書類を一括して提出すること。

書類等の名称	内容
入学願書	所定の用紙に必要事項を記入の上、提出前3か月以内に撮影した写真(正面上半身、脱帽、縦4cm×横3cm)を貼付
応募資格を証明する書類	療育手帳(療育手帳の交付を受けていない方は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターの発行する判定書)の写し

(3) 応募書類の提出先

住所地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。

5 選考試験

- (1) 試験会場

和歌山高等技術専門学校(和歌山市小倉90番地 電話073-477-1253)

(2) 試験科目

基礎学力試験 数学(小学校の中学年程度までの問題)及び国語(小学校の中学年程度までの読み・書き及び文章問題等)

作業試験 数量・分別・計測・作図・照合・運動・組立・梱包・運搬等の軽易な作業

面接試験 個人面接

(3) 基礎学力試験及び作業試験

受付 午前9時から午前9時30分まで

説明 午前9時30分から午前9時50分まで

基礎学力試験(数学)午前10時から午前10時40分まで(国語)午前11時から午前11時40分まで

休憩(昼食)午前11時40分から午後零時40分まで

説明 午後零時40分から午後零時50分まで

作業試験 午後零時50分

(4) 面接試験

受験票に、集合時間を通知する。

(5) 受験上の注意

受験者は、必ず受験票を持参し、受付を済ませて午前9時30分までに試験会場に集合すること。

6 合格発表

合格発表日の午後3時以降に、合格者の受験番号を和歌山高等技術専門学校において掲示する。また、可否にかかわらず、本人宛に選考結果の通知を合格発表日に発送する。

7 合格後の手続等

3月中旬に入学説明会を行う。

8 入学考査、入学金、授業料及びその他の費用

入学考査、入学金及び授業料は、無料で、教科書代、実習服代、災害傷害保険料その他の費用は、必要である。また、専門学校又は職場実習先までの交通費は、自己負担とする。

9 訓練開始時期

平成19年4月上旬

和歌山県告示第821号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業河根地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

県営畑地帯総合整備事業河根地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年6月19日から平成18年7月14日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、伊都振興局及び九度山町役場

和歌山県告示第822号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、有田川町から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 事業名 有田川町営土地改良事業(中山間地域総合整備事業八幡地区)

2 同意年月日 平成14年3月29日

3 事業主体 有田川町

4 工事を完了した時期 平成18年2月10日

和歌山県告示第823号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、南紀用水土地改良区の島ノ瀬ダム管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

変更の概要

ダムの堆砂状況の測定頻度

新 3年に1回

旧 毎年1回

和歌山県告示第824号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南紀用水土地改良区の定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第825号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大井堰土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名 氏名 住所

理事 小塚晴保 西牟婁郡白浜町栄267番地

理事 栗栖一 西牟婁郡白浜町栄1028番地の7

- 理事 西村哲哉 西牟婁郡白浜町栄973番地
- 理事 吉田哲久 西牟婁郡白浜町栄811番地
- 理事 山本孝一 西牟婁郡白浜町中7番地
- 理事 竹原豊次 西牟婁郡白浜町栄732番地の2
- 理事 竹中泉 西牟婁郡白浜町中230番地
- 理事 尾崎修 西牟婁郡白浜町才野466番の内1号地
- 理事 松本隆康 西牟婁郡白浜町才野354番地の1
- 監事 羽根實 西牟婁郡白浜町中162番地の2
- 監事 木下正彦 西牟婁郡白浜町才野793番地

2 退任した役員

- | 職名 | 氏名 | 住 所 |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 小塚晴保 | 西牟婁郡白浜町栄267番地 |
| 理事 | 濱口博美 | 西牟婁郡白浜町中25番地 |
| 理事 | 栗栖一 | 西牟婁郡白浜町栄1028番地の7 |
| 理事 | 尾崎修 | 西牟婁郡白浜町才野466番の内1号地 |
| 理事 | 西村哲哉 | 西牟婁郡白浜町栄973番地 |
| 理事 | 小山智朗 | 西牟婁郡白浜町栄636番地の4 |
| 理事 | 谷地史良 | 西牟婁郡白浜町中242番地 |
| 理事 | 竹原豊次 | 西牟婁郡白浜町栄732番地の2 |
| 理事 | 山本孝一 | 西牟婁郡白浜町中7番地 |
| 理事 | 榎本徳次 | 西牟婁郡白浜町才野243番地 |
| 監事 | 中根芳幸 | 西牟婁郡白浜町才野133番地 |
| 監事 | 尾原正征 | 西牟婁郡白浜町栄1039番地 |

和歌山県告示第826号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字円堂1546の8、1546の9、1546の10、字鴨巣1556の6、1556の7、1557の8、1557の9、1559の2・1559の8（以上2筆に

ついて次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第827号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 和歌山市弘西字小屋所1354の3
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第828号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量（変動地形調査）
- 2 作業期間 平成18年7月26日から平成18年8月30日まで
- 3 作業地域 串本町、すさみ町、古座川町

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年4月25日以降無効とする。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	木材加工業	4244914	1枚	平成18年1月26日から 平成18年3月31日まで	那賀振興局	平成18年4月25日

※ 記号番号は、免許証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年5月25日以降無効とする。

平成18年6月16日

和歌山県知事 木村良樹

公 告

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
20リットル券	船舶	1800209	1枚	平成17年12月1日から 平成18年5月31日まで	海草振興局	平成18年5月25日

※ 記号番号は、免許証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成18年5月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年6月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	平成18年5月25日
和歌山県立紀北工業高等学校	"
和歌山県立紀北農芸高等学校	"
和歌山県立伊都高等学校	"
和歌山県立笠田高等学校	"
和歌山県立粉河高等学校	"
和歌山県立那賀高等学校	"
和歌山県立貴志川高等学校	"
和歌山県立きのかわ養護学校	"
教育委員会給与課伊都分室	"
教育委員会給与課那賀分室	"
和歌山県橋本警察署	"
和歌山県妙寺警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成18年5月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年6月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
和歌山県立高等看護学院	平成18年5月29日
和歌山県立紀の川高等学校	"
和歌山県岩出警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

平成18年5月30日付け和歌山県報号外（2）和歌山県監査委員告示第3号中

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる機関
----------	----------	---------

は誤りにつき、

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
----------	----------	---------

に訂正する。